

5－1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数		金 額	
		人		千円	
取 得 財 産 価 額		外	－	外	－
			4,169		262,690,684
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額			143		5,714,424
債 務 控 除 額			2,313		17,014,329
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額			578		2,132,549
課 税 価 格			4,183		253,523,328
相 続 税 額	算 出 税 額		4,137		27,452,863
	2 割 加 算 額		441		324,981
	計	実	4,137		27,777,844
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税		155		135,714
	配 偶 者		697		6,456,217
	未 成 年 者		25		6,350
	障 害 者		128		139,129
	相 次 相 続		96		101,161
	外 国 税 額		－		－
	計	実	1,050		6,838,570
差 引 税 額			3,537		20,939,274
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額			44		629,246
医 療 法 人 持 分 税 額 控 除 額			－		－
小 計			3,534		20,310,028
農 地 等 納 税 猶 予 額			81		888,158
株 式 等 納 税 猶 予 額			3		68,543
山 林 等 納 税 猶 予 額			－		－
医 療 法 人 持 分 納 税 猶 予 税 額			－		－
申 告 納 税 額	納 付 税 額		3,517		19,376,326
	還 付 税 額		15		23,000
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額			－		－
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額			1,535		121,830,000

調査対象等： 平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までの申告（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成 22 年 分	3, 875	254, 076, 992	32, 011, 971	8, 380, 752	3, 288	22, 356, 288	25	82, 987	1, 439
平成 23 年 分	3, 886	241, 495, 212	25, 912, 304	6, 431, 419	3, 228	17, 648, 906	26	72, 373	1, 454
平成 24 年 分	3, 823	246, 179, 500	28, 858, 921	6, 605, 086	3, 181	20, 273, 267	24	50, 732	1, 437
平成 25 年 分	4, 013	262, 783, 354	33, 588, 268	8, 034, 403	3, 306	24, 307, 253	26	44, 937	1, 506
平成 26 年 分	4, 183	253, 523, 328	27, 777, 844	6, 838, 570	3, 517	19, 376, 326	15	23, 000	1, 535

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税 務 署 名	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人 の数
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	人	千円	人
徳 島	467	35,773,352	397	3,853,426	171
鳴 門	213	14,328,950	185	1,070,166	85
阿 南	103	6,365,689	87	493,807	37
川 島	71	4,426,045	59	378,535	27
脇 町	34	2,099,956	27	168,420	13
池 田	22	1,378,153	17	80,773	9
徳 島 県 計	910	64,372,145	772	6,045,127	342
高 松	569	33,784,112	477	2,273,167	223
丸 亀	174	10,662,577	148	830,849	69
坂 出	141	9,076,986	120	674,533	51
観 音 寺	84	3,581,210	70	225,620	26
長 尾	71	4,054,260	57	240,285	30
土 庄	27	1,877,052	24	236,492	10
香 川 県 計	1,066	63,036,197	896	4,480,946	409
松 山	820	47,001,252	687	3,226,604	285
今 治	212	11,672,103	185	808,567	76
宇 和 島	93	6,415,601	79	627,844	35
八 幡 浜	73	3,982,571	65	257,275	24
新 居 浜	109	5,599,139	94	289,971	43
伊 予 西 条	131	7,437,474	101	498,825	46
大 洲	54	2,937,915	44	180,259	19
伊 予 三 島	103	6,138,450	87	485,851	37
愛 媛 県 計	1,595	91,184,505	1,342	6,375,196	565
高 知	379	22,082,926	316	1,657,165	135
安 芸	24	1,464,871	19	88,738	11
南 国	80	4,266,377	64	255,774	29
須 崎	26	1,117,171	21	66,244	9
中 村	50	2,972,343	44	254,229	15
伊 野	53	3,026,793	43	152,908	20
高 知 県 計	612	34,930,481	507	2,475,058	219
合 計	4,183	253,523,328	3,517	19,376,326	1,535

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	人 4,183	千円 253,199,121	人 3,521	千円 19,351,441	人 1,535
	修正申告による増差額	76	672,193	98	69,018	56
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	34 △	347,986	46 △	44,133	22
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 4,183	253,523,328	実 3,517	19,376,326	実 1,535
過 年 分	申 告 額	161	6,743,924	143	329,114	79
	修正申告による増差額	812	9,505,167	1,126	1,605,774	476
	更正による増差額	1	188,500	1	58,837	1
	更正等による減差額	155 △	1,574,734	187 △	448,508	101
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 1,121	14,862,857	実 1,444	1,545,217	実 583
合 計	申 告 額	4,344	259,943,045	3,664	19,680,555	1,614
	修正申告による増差額	888	10,177,360	1,224	1,674,792	532
	更正による増差額	1	188,500	1	58,837	1
	更正等による減差額	189 △	1,922,720	233 △	492,641	123
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 5,304	268,386,185	実 4,961	20,921,543	実 2,118

調査対象等： 「本年分」は、平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までの申告（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成25年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成26年11月1日から平成27年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成24年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 25	千円 2,826	人 31	千円 5,437	人 -	千円 -
過 年 分	837	144,759	129	58,596	82	124,103
合 計	862	147,585	160	64,033	82	124,103

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5－2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課 税 価 格 階 級	被相続人の数	課 税 価 格	うち相続時精算課税適用財産価額		納 付 税 額	法定相続人の数
			うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億 円 以 下	423	35,703,398	767,846	214,165	505,827	1,005
1 億 円 超	788	107,959,982	719,913	858,815	4,771,018	2,403
2 "	198	47,402,481	505,782	517,173	4,419,415	654
3 "	83	31,034,933	929,463	246,705	4,286,895	290
5 "	33	18,860,694	264,375	238,009	3,336,424	114
7 "	5	3,781,221	23,000	22,845	611,413	23
10 "	4	4,810,119	6,090	5,256	853,110	14
20 "	－	－	－	－	－	－
30 "	1	3,646,293	2,487,954	－	567,341	5
50 "	－	－	－	－	－	－
70 "	－	－	－	－	－	－
100 "	－	－	－	－	－	－
合 計	1,535	253,199,121	5,704,424	2,102,967	19,351,441	4,508

調査対象等： 平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課 税 価 格 級 階	法 定 相 続 人 員 別 被 相 続 人 数											
	0 人 のもの	1 人 のもの	2 人 のもの	3 人 のもの	4 人 のもの	5 人 のもの	6 人 のもの	7 人 のもの	8 人 のもの	9 人 のもの	10 人 のもの	10人超 のもの
1 億 円 以 下	人 -	人 72	人 161	人 149	人 41	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -
1 億 円 超	1	64	184	292	171	53	17	4	2	-	-	-
2 "	1	11	39	82	39	16	-	4	2	2	1	1
3 "	-	1	19	33	18	4	2	3	2	-	-	1
5 "	-	-	7	13	10	1	1	-	-	-	1	-
7 "	-	-	-	1	2	1	-	1	-	-	-	-
10 "	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	2	148	410	572	283	76	20	12	6	2	2	2

(注) この表は、「(1) 人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5－3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数		取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	実	人 558	千円 15,498,677
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）		485	5,906,491
	宅地（借地権を含む。）		1,410	67,018,878
	山林		390	390,475
	その他の土地		380	6,188,386
	計		1,431	95,002,906
家屋、構築物			1,376	14,287,454
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	実	176	488,034
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等		31	192,663
	売掛金		35	78,687
	その他の財産		69	281,680
	計		232	1,041,064
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	実	242	9,004,089
	同上以外の株式及び出資		1,009	16,354,532
	公債及び社債		352	5,262,028
	投資・貸付信託受益証券		553	10,057,653
	計		1,198	40,678,302
現金、預貯金等			1,533	78,121,269
家庭用財産			909	354,354
その他の財産	生命保険金等	実	447	12,206,953
	退職手当金等		95	4,350,589
	立木		143	107,912
	その他		1,304	16,249,583
	計		1,364	32,915,037
合計		実	1,535	262,400,386
相続時精算課税適用財産価額			106	5,704,424
債務等	債務	実	1,321	14,085,907
	葬式費用		1,501	2,922,750
	計		1,524	17,008,656
差引純資産価額			1,535	251,096,154
暦年課税分贈与財産価額			334	2,102,967
課税価額			1,535	253,199,121

調査対象等：平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

（注）「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。